（確定加入者調整率の算定方法）

第十五条　第九条及び第十条の規定は、法第三十五条第五項に規定する確定加入者調整率の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

（略）	（略）
第九条第三項第一号ロ	第三十四条第四項第四号
（略）	（略）
（略）	（略）
第九条第三項第二号ロ	第三十四条第四項第四号
前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額	
（略）	（略）
（略）	（略）

（公示）

第四十七条　厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一～十三の四　（略）

十三の五　算定政令第一条の九第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める額

十三の六・十三の七　（略）

一四～二十　（略）

2　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十二号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十条の五第一項ただし書及び第五十四条の二第三項並びに農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十八条の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十七日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（役員等の兼職等が認められる場合）	（役員等の兼職等が認められる場合）
第七十九条　法第三十条の五第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。	**第七十九条**　法第三十条の五第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
一　（略）	一　（略）

（確定加入者調整率の算定方法）

第十五条　第九条及び第十条の規定は、法第三十五条第五項に規定する確定加入者調整率の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

（略）	（略）
第九条第三項第一号ロ	第三十五条第一項第二号
（略）	（略）
（略）	（略）
第九条第三項第二号ロ	第三十五条第一項第二号
前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額	
前条	第十四条の二
概算額補正率	確定額補正率
（略）	（略）
（略）	（略）

（公示）

第四十七条　厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一～十三の四　（略）

（新設）

十三の五・十三の六　（略）

一四～二十　（略）

2　（略）